

詳細

≡ (http://exment.twave.co.jp/data/table_14321)

ID 283

作成ユーザー  システム管理者

更新ユーザー  システム管理者

作成日時 2024/01/17 10:02:43

更新日時 2025/06/27 12:11:01

区分

【マニュアル】

カテゴリ

【人事】勤怠関連

件名

【勤怠管理】部下が長期欠勤(7日間以上)をしている場合

内容

当社では従業員が傷病のため欠勤が7日間以上に及ぶときには、就業規則上 医師の診断書をご提出頂くことになっています。

※7日間=暦で7日間であり、出勤日ではありません。

医師の診断書（必要に応じて産業医の診断）をもとに、会社として「就業可否」や「就業制限」を判断いたします。

第26条 3項 傷病のため欠勤が引き続き 7 日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない

部下が長期欠勤（7日間以上）しているとき、上司は原則的に以下の手順で対応を行ってください。

①人事宛にteamsでチャットグループ*を立て、部下の欠勤が続いていることを人事に共有する

1)チャットグループの標題は下記とする。 【組織名】 [本人の社員番号] [本人の氏名]の長期欠勤について

例) 【人事課】 1234 三波太郎の長期欠勤について

2)宛先は下記とする。・人事部・部長までの本人直系上長

※本人の上長にあたる部長、次長、課長、課長代理・SV、店長・センター長・グループ長。

※伝言の場合は、「変更を許可するユーザー」に設定 3)これまでの対応内容概要を本文記載もしくは添付資料にて共有。

例) ○月▽日 9:30 電話連絡 留守電メッセージを残す、折り返し連絡有

○月×日 9:30 電話連絡（留守電）+ショートメッセージ連絡 折り返し連絡無

*t-portalからMicrosoft365への移行に伴い、38期以降の新規案件はteamsで連絡をお願いします。

なお、店舗店長のように個人アカウントを所持していない場合は、従来通りの t-portal伝言による連絡も可とします。

(今後を見据えて、個人アカウント発行をご検討ください。依頼はシステム部まで)

②部下に対し、「医院を受診し、診断書原本を人事宛に提出する」ように伝える。

長期欠勤、つまり労務を提供できない医学的な根拠として、会社に証明書（診断書）を提出してください。

療養もしくは就業制限が必要な場合は診断書に記載してもらうよう、部下に伝えてください。

【療養が必要な場合】

- ・症状/病名・療養に必要な期間

【就業制限が必要な場合】

- ・症状/病名・就業制限の具体的な指示

例) 残業の禁止

※添付資料;【テンプレート】医院受診および診断書発行のお願い.txtを用意いたしました。ご利用ください。

※本人へ連絡し、3営業日経っても反応がない場合は人事からも連絡をいたしますので、状況を人事に共有してください。

※原本は会社に提出して頂きますが、診断書のコピーやデータを当人で保管するように 指示してください。

③診断書が届く

届いた診断書を人事に提出。 診断書は原本を人事にご提出ください。

④診断書の結果によって、人事にて今後の対応を判断し、関係各者に案内

添付ファイル

【テンプレート】医院受診および診断書発行のお願い.txt (<http://exment.twave.co.jp/files/d3b1fef0-1440-11ef-9782-93b5473a3014>)

登録担当者 検索

土肥 淳

登録担当者

公開承認者 検索

公開承認者

土肥 淳

公開承認日

2024/05/17

公開終了

NO

コメント

保存

Powered by Exment (<https://github.com/exeedone/exment>) (Interface laravel-admin (<https://github.com/z-song/laravel-admin>))